

2003年2月 定例会（第264回）-03月03日-03号

イラク問題について
政治資金問題について
新年度予算について
市町村合併について
介護保険について
福祉医療の問題
医療費の三割負担凍結について
ヤマトハイミールの中小企業高度化資金について
バス路線の存続の要望

再質問
乳幼児医療の関係
負担の公平
福祉医療
国がつくるツケ、県民が払う社会

◆九番（今井光子）（登壇） 私は、日本共産党を代表して一般質問をいたします。

年に一度、三十分しか保証されない質問時間です。日本共産党に寄せられております多くの要望の中から差し迫った課題を中心に質問いたしますので、知事並びに関係部長の積極的なご答弁を期待いたします。

まず、イラク問題について質問します。

奈良県が生んだ作家「住井すゑ 百歳の間人宣言」という映画が、生誕地田原本町で上映されました。人間の母親は、人間以上の子どもも産まない、人間以下の子どもも産まない、人間の命は平等、自然のなすことは恐ろしい、しかし、人間がなすことは悪いこと、戦争は人間がなすこと、それは人間の力でやめさせることができる、住井すゑさんのメッセージは、会場を埋め尽くした多くの人々に深い感動を与えてくれました。

二月十四日から十六日にかけて、イラク攻撃ノーの一千万人のデモが、七十八カ国、六百を超える都市で行われ、史上空前の戦争反対の波が地球を包囲しました。アメリカ・ブッシュ政権によるイラクの空爆がどうなるか、世界じゅうが注目し、国内の世論調査でも八割が反対です。ところが、十六日、公明党の冬柴幹事長は、「戦争反対は利敵行為」とテレビ番組で公言。十七日に小泉総理は、「誤ったメッセージを送らないように」と発言。イギリスのストロー外相ですら「世論を考慮しなければ」と反省したことに比べても、極めて異常です。「国際文化観光・平和県」を標榜する奈良県知事として、戦争反対の立場を表明すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、政治資金問題について質問します。

ムネオハウスが流行語大賞になるなど、お金で汚れた政治に国民の怒りが広がっています。政治家が公共事業に関与して癒着し、税金の還流で甘い汁を吸うことは絶対に許されないことです。県下でも昨年一年間だけで、大和高田市、河合町、王寺町などの議会で政治倫理条例が制定されました。県内の自治体では、既に二十三自治体で条例、要綱など策定しています。日本共産党は政治倫理条例を提案しました。議員、知事、三役を含む役職者について、自治体が発注する請負業者からの献金は受け取らない、二親等までの親族企業は公共事業に参加しないなどを柱としています。引き続き実現に努力をしていく決意です。

ことしに入って、政治資金問題に厳しい判断が下されました。一つは長崎の違法献金問題、もう一つが、福井地裁の赤字企業からの献金問題です。昨年二月の長崎県知事選挙にかかわって、県発注の公共工事を受注していた多数の建設会社が知事陣営や自民党県連に献金を渡していた事件で、大手、中堅ゼネコンが相次いで強制捜査を受け、一月には自民党の前幹事長が逮捕されました。今回の事件は、名目が政治資金であっても、実態は選挙資金と変わりなく、公職選挙法で規制している特定寄附が捜査対象になりました。こうした資金集めは長崎県に限ったことではありません。奈良県では、岩井川ダムの道路付け替え工事に際して、入札参加二十五社のうち二十社が知事に献金した業者であり、落札した四社のJVは、いずれも献金している業者でした。また、二月十二日の福井地裁の判決は、経営再生中の準大手ゼネコン熊谷組が自民党の政治資金団体に出していた二千六百八十万円の政治献金を、元社長の損害賠償対象と判断しました。欠損を出しているときの政治献金は会社に損害を与えるとして、その分を元社長は会社に支払うようにと命じた判決は、史上初で画期的でした。さらに判決では、企業献金について、国民の有する選挙権ないし参政権を実質的に侵害するおそれがある、政界と産業界との不正常な癒着を招く温床ともなりかねないという判断をしています。法律では、三年連続で赤字の場合は、その企業の政治献金は禁止をされています。

また、国会では、共産党の佐々木憲昭議員が、無配当の上場建設会社による自民党への献金リストを示して質問しました。リストの中に、九六年から二〇〇〇年まで無配当だった森組、二〇〇〇年から二〇〇一年に無配当だった森本組が入っています。二〇〇〇年二月二十三日に報告されております知事の「豊かで「遊」のある奈良県をつくる会」の報告では、この二つの企業からそれぞれ五十万円の献金報告が記載されています。また、一九九九年度、平成十一年度分の届出によれば、自由民主党奈良県支部連合会に対しても、森本組から六十万円、森組から五十万円と記載されています。小泉総理は国会の答弁で、無配の会社からは献金を求めないという態勢にしなければならないと回答しています。これまで知事は、企業からの献金については政治資金規正法に基づいて処理をしているとの認識を示していました。知事も改めるべきと思いますが、知事はこのことをどのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

次に、**新年度予算について**質問します。

一般会計五千二百八十九億円、特別会計、企業会計を含め六千六百二十九億円の新年度予算が発表されました。歳入面では、県税収入が、個人県民税をはじめほとんどの税目について二年連続で前年度予算を下回り、前年度比マイナス五・三%の五十四億円の減少で、九百六十七億円としています。一方、県債は、九百八十七億円と債務が税収を上回りました。小泉内閣の看板であった財政健全化は失敗し、税収は減る一方、国も長期債務がふえ続け、二〇〇三年度予算では、税収、国債発行とともに戦後最悪の予算です。国と地方の長期債務は六百八十九兆円で、国内総生産の一・五倍です。この結果、地方交付税は大幅に減少して、これを補うために地方での臨時財政特例債を拡大したために、県債を大幅にふやすことになりました。県は、新行政改革大綱の平成十四年から三年間の実施計画に基づき財政健全化指針をつくり、この方針により中長期の安定的な財政運営を確保すると言いながら、公債費は年々増加し、今年度は九百二十二億円、一日当たり二億五千二百万円の返済です。とても健全化とは言えません。知事の所信表明でも、厳しい財政状況のもと、すべての事務事業について費用対効果の検討など見直しを徹底し、経費全般にわたる節減合理化施策、事業の優先順位の選択と重点化に努めたとありますが、経費のマイナスシーリングや職員定数削減、人件費カット、民間委託をふやすことが中心で、コスト、効率性は無視した大型公共事業の見直しは行われていません。

一九九〇年、知事が就任した当時に比べ、借金は三倍近くに膨れ上がり、一兆円を超える見込みです。痛みに耐えよという小泉政権のもと、庶民への負担が増す中で、県民の暮らしが危機に瀕しているときに、たとえ財政が困難な中でも、予算の使い方を工夫して、本来の自治体の仕事である、暮らしの安定、安心できる福祉を確立するために全力を挙げることこそ求められています。今こそ、歴史的遺産も環境も破壊する岩井川ダム建設、京奈和自動車道大和北ルート計画を見直して、リニア新幹線の推進や関空への出資、関西学研高山第二工区開発計画などは中止すべきです。公共事業は、高規格道路に偏った予算を改め、歩道整備、渋滞対策、維持管理、公営住宅建設、不足する特別養護老人ホームや障害者のためのサービス提供施設など、住民生活密着型に切りかえるべきです。そうすれば、地元の中小業者の仕事をふやすことも、雇用効果を生み出すこともできます。また、切実な県民の願い、暮らし、福祉を守る財源を生み出すことができます。また、政府が財政危機を理由に地方への財源を削減しようとしています。地方交付税の削減、改悪に強く反対し、地方交付税を公共事業誘導の手段にしてきた仕組みを改めさせるため、政府へ強く要望すべきです。むだを削れば、県民の世論です。また、長野県をはじめ全国の流れになっています。不要不急の大型公共事業を削り、県民の暮らし、福祉応援に予算の使い方を切りかえるべきと思いますが、いかがでしょうか。

市町村合併について質問します。

平成の大合併は、まるでお上による合併押しつけです。本来は、自治体の合併はあくまでも当該市町村が自主的に住民合意のもとで判断して行うものです。ところが、政府が進

めているのは、二年以内と期限を切って、合併すれば地方交付税の特例を認めるなど、あめをちらつかせ、合併しない小規模自治体にはペナルティーを科してむちを振るうというものです。国のねらいは、大型開発を効果的に進める体制をつくること、自治体のリストラで、住民サービスを合併を機会に切り下げるところにあります。

二月二十二日、二十三日、長野県栄村では、合併に反対する道を探る史上初めての首長の集まり「小さくても輝く自治体フォーラム」が開催されました。主催者の予想を超える参加がありました。また、二十五日には、全国町村会と全国町村議長会が日本武道館に六千人、全国の町村の九割が集まり、国策に異議ありと、合同で国の政策に正面から物申す歴史初の取り組みが行われました。県内からも多数の自治体関係者が参加しました。安原全国町村議長会会長は、「財政構造改革の名のもとに町村の自治を破壊して、一体どうして国の再生ができるのか」と、厳しく抗議しました。

奈良県では、知事を本部長とする奈良県市町村合併支援本部を設置、市町村の自主性尊重と言いながら、政府の進める合併強要策に従い誘導、強制的な対策を進め、職員を出向させるなど力を入れています。さらに、今年度予算では、奈良県市町村合併支援交付金を創設し、さらなる誘導を図ろうとしています。県は、国が進めている地方交付税を減らして小さい自治体を困難にさせ、合併に追い込もうとする、このような国のやり方に反対すべきです。また、弱小自治体が自治体らしく頑張れるようにこそ応援すべきです。県は合併を望まない市町村にも支援措置を講ずるべきと思いますが、いかがでしょうか。

地方自治の本旨に基づき、住民の意思に基づいて決めるべきであるという立場で、日本共産党は、上からの押しつけには反対をしております。そのためには、住民が正しい選択判断のできる公正で的確な情報、資料が十分に提供されなければなりません。それは行政の最小限の責任です。県のパンフレット「みんなの将来のために市町村のあり方を考えてみよう」は、住民の疑問に答えていません。県のパンフでは、法定協議会の設置は、合併を行うことの是非も含めて正式に協議をする場とされておりますが、特例法にはこうした記述はありません。マニュアルでは、市町村計画の案をつくり、これを住民に説明し、意見を聞いた上で、次のステップとしての合併協定項目の協議に入るとしており、住民が是非の判断の意見を反映する余地がありません。現在、當麻、新庄では法定協議会が設置され、合併に向けての具体的な協議が行われています。合併した場合は、新しい市の名前をどうするか、庁舎をどこに置くのか、住民サービスや公共料金はどうするかなど、合併を前提とした協議しか行われていないと聞いております。是非を問うというのであれば、合併しない場合はどうなっていくのかも含めて論議されるべきです。

その際、財政の検討が重要となります。県内でも合併についての議論がされていますが、どうせするなら特例措置がある今のうちにすべきとの声があります。平成十四年二月二十八日の全国市町村振興協会事務局長会議で香山総務審議官は、「合併推進の特例措置を全部書いてあります。いろいろ考え得るあめといたしますか、ほとんど網羅してあります。これ以上ネタを探すのが難しいくらい用意してあるわけです。十七年の三月で切れます。特例

措置に間に合うようにぜひともやっていただきたい」と発言しています。地方交付税の算定の合併特例は、あめというより、傷の手当てのようなものです。合併したら地方交付税が大幅に減ります。段階補正の増額分は、相当部分が職員のための費用です。職員は、合併したからといって直ちに減らしたり解雇するわけにはいきません。旧役場を直ちになくすというわけにもいきません。激減緩和措置として地方交付税の合併特例が制度化をされたもので、合併特例で有利な財源ができるのと得するかのように宣伝されていますが、実際には、あめというより傷の手当てと言うべきです。合併特例債の対象は、合併市町村のまちづくりのための建設事業と振興基金の二つです。まちづくり建設事業はどこでも数百億円の規模で、基金上限と比べても格段に多くなっています。その結果、これまで以上のむだな公共事業をふやし、中心部と周辺部の格差が拡大し、さらに十年後には地方債の収入が激減、合併特例債の返済も始まり、公債費負担の増大、施設の維持管理費の負担など財政困難が生じることが考えられます。協議の中で財政推進計画を十年程度しか出さない地域がありますが、これでは、合併したらどうなるのか、正しく住民に伝えていることにはなりません。マイナス面も含め、十五年、二十年先の資料など、合併の是非の判断ができる資料の提示をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

介護保険について質問します。

二〇〇〇年四月に始まった介護保険制度は四年目を迎えます。介護保険の導入の際、家族介護から社会が支える介護、在宅で安心できる介護へと大宣伝が行われました。在宅サービスは、一貫して限度額の四割程度しか利用されていません。介護を必要とされた人も、五人に一人はサービスを利用していません。これは施設サービスの利用者に匹敵する数です。相変わらず家族介護に大きく依存しています。しかも重大なことは、全体の利用者がふえている中で、低所得者は制度導入前に比べて一〇%も利用が減っています。高齢者の七六%が住民税非課税です。低所得者の保険料、利用料の減免対策は、介護保険存続の不可欠な条件です。

奈良県では四十七の全市町村が、単独で介護保険の低所得者のホームヘルパー利用料の三%の軽減対策を実施していますが、幾らの費用がかかっているのか、実態すら県は把握していません。低所得者対策は制度の根幹にかかわるもので、当然実態をつかむべきと思います。県は、介護保険が円滑に進むように積極的に市町村を支援する立場ですが、実際は国言いなりで、厚生労働省が自治体独自の減免制度に対し、保険料の全額免除は不適當、資産状況等を把握しない一律減免は不適當、一般財源の繰入れは不適當という三原則を押しつけているのと同様の立場で市町村に対応しています。介護保険は市町村の自治事務であり、国の権力的な介入が及ぶものではありません。政府も、共産党の追及に対して、地方自治法上従う義務というものではないと回答しています。今、地方自治体とは何かが問われています。地方自治法では、その役割を住民の福祉の増進を基本とするとうたっています。国言いなりで悪政を押しつけるのではなく、住民に直結している市町村を応援する県の役割は重大です。

介護保険の見直しに当たり、保険料がこれ以上上がったら生活できないという不安が広がっています。奈良県では介護保険費用が、計画に比べて十二年度、七七%、十三年度、八五%、十四年度、九四・九六%の実績です。この三年間で全県で百九十六億円使い残しです。財源はあります。県としても市町村がこの財源を使って引下げを実施するように支援することや、県が独自の施策を行うことを求めます。国の低所得者対策である法施行前からの訪問看護利用者に対する負担率が六%に引き上げられますが、従来どおりの三%負担となるように県が支援すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

日本共産党は、国に対して保険料の引上げをさせないために緊急要求を行いました。現在、国庫負担は二五%ですが、うち調整交付金が五%となっています。調整交付金は外枠にして、すべての自治体一律二五%に引き上げ、国の負担を三〇%にすれば、保険料の値上げは中止できます。県としても国に要望するとともに、独自の努力をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

特養ホームの入所希望者が急増しています。奈良県では、介護保険が始まる前に九百人の人が順番待ちでしたが、それが、昨年二月の調査では二千三百八十二人と急増しています。私は、二十年間寝たきりの奥さんを介護し、みとられた男性から、体力もなくなり、入退院を繰り返している、老人ホームに入りたいと相談を受けました。地元の希望されているところに尋ねたところ、三百人が順番待ちとのことでした。あまりにもひどい話ではありませんか。県の計画では、特養ホームは十三年度に四千二百十三床を、十九年度には五千三百六十六床と、千百五十三床の増床予定ですが、既に二千三百人不足ですから、話になりません。緊急の人が入れるように優先入所制度を実施することになりましたが、絶対量が不足の中では、どこまで効果があるかは疑問です。施設をふやすことで保険料が上がることをないように、国と自治体の責任で早急に施設の整備を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉医療の問題で質問します。

乳幼児医療は、奈良県が全国で最もおくれた制度になりました。昨年、国は、少子化対策として、三歳未満の医療費を三割から二割に軽減しました。全国ではこのことで、自治体負担が減った分を年齢拡大など前進に向けています。ところが、奈良県だけは、老人医療の一部負担増に合わせ、一割に負担をふやしています。乳幼児医療費の就学前までの拡大は、全国でも、四月実施を入れて三十の都道府県に広がっています。若いお母さんが、「給料日前に子どもが熱を出すと、お金がないので、つい様子を見ようと思ってしまい、ぐずる子どもを抱きかかえて、サービス残業で帰りの遅い夫を待っていると、もう子どもはこれ以上は要らないと思ってしまう」と言われました。そんな県民に冷たい施策の積み重ねが、奈良県の合計特殊出生率一・二二、全国四十三番目となっているのではないのでしょうか。県は子育てで支援に力を入れようというのなら、まず、乳幼児医療費の就学前までの無料化制度を実施していただきたいと思います。県が無料化を実施すれば、窓口の立てかえ払いもなくなります。老人医療費の存続、障害者医療は、在宅酸素を受けている呼吸器の

三級の障害者の負担が軽減できるよう、三級までの拡大を求めます。また、母子医療は、ひとり親医療として拡充してください。県として、福祉医療制度の見直しの方向、実施の時期を明らかにしてください。

医療費の三割負担凍結について質問します。

四月から実施予定の健康保険本人の三割負担は、必要な受診を抑制し、治療を中断させ、国民の健康悪化を引き起こし、医療費の増大を招くこととなります。医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の四団体も求めていますように、凍結をするように国に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ヤマトハイミールの中小企業高度化資金について質問します。

県が、平成二年に十六億円、平成三年に四億円の合わせて二十億円を貸し付けたヤマトハイミールへの中小企業高度化資金は、住民監査請求により、三百万円だけ返済がされていること、三年据え置き、無利子、二十年返済の契約ですが、県はこの間八回、償還条件の変更を行い、請求書が発行されていないことが明らかになりました。日本共産党が追及を続けてきた中で、県は、十三年度分十六億円に対しては、一億七千七百七十七万円の返済請求を十三年十一月三十日を納期限として請求、さらに四億円については、十三年度分三千九百七十万円の返済請求を平成十四年二月二十七日を納期限として請求しています。納期限より一年以上が経過しています。契約の第四条では、分割償還を滞納したときには、全部もしくは一部を即時償還しなければならないとされています。さらに増担保を求めることができるとされていますが、県の土地評価では、七百四十九坪で三億円、機械設備評価を十五億円とし、合わせて十八億円の担保価値があるとしています。しかし、「二十億円不正融資疑惑を究明する会」の独自調査では、土地は二億円、機械設備二億円の四億円と見込まれており、大きな開きがあります。県は過大に評価し、増担保の措置をとっていませんが、第三者機関に再評価を依頼し、再評価に基づく増担保措置を実行すべきと思いますが、いかがでしょうか。十三年度の返済状況、十四年度の請求の実態、今後の回収の見通しを明らかにしていただきたいと思います。

最後に、地元の要望といたしまして、バス路線の存続の要望をさせていただきます。

今、高田法隆寺線の廃止が発表されました。それ以来、存続を求める住民の署名が広がり、広陵町、河合町、それぞれの議会でも存続決議が上がり、十五年度は当面、半年間の存続方向が示されています。県としても引き続き存続をされるように支援をしていただくよう要望をしておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。答弁によりましては自席より再質問をさせていただきます。ありがとうございました。

◎知事（柿本善也）（登壇） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問の第一点は、イラクに関するご質問でございます。

ご質問の中にもございましたように、平和で安全な社会を実現するということは、地球

上のすべての人々の共通の願いであると思います。私もまた、さまざまな問題が平和的に解決することを切に願っている一人でございます。イラクの大量破壊兵器をめぐる問題は、せんじ詰めると、イラクが国連の安保理事会の決議を遵守するかどうか、こういう問題であろうかと考えておまして、平和的に解決されるよう、国連を中心に各国が協調して、あらゆる外交努力を尽くされるよう期待しているものでございます。

また、「国際文化観光・平和県」ということにお触れいただきました。地方政治の立場からいたしますと、「国際文化観光・平和県」として、本県が有する歴史的遺産などの特性を活用しながら、さまざまな分野で国際協力事業を実施し、また、今後とも世界の人々と交流、協力を積極的に進め、相互理解を深める、こういう形でお互いの気持ちの通い合いを深めて、世界平和の実現に寄与してまいりたいと考えております。以上でございます。

次に第二点は、政治資金に関するご質問でございます。

もう従来から申し上げておりますように、政治資金につきましては、政治資金規正法の基本理念には、政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、政治資金規正法に基づいて公明正大に行わなければならない、こう規定されておまして、この基本理念を遵守して政治資金の取扱いを行っていくことは、私は当然だと思っております。お尋ねの中で、無配当と欠損会社の企業のことが言われましたが、政治資金規正法では、欠損会社の寄附の禁止が定められております。小泉総理の答弁は、それを踏み込んで、先般、無配企業からの寄附の自粛を検討する旨をお答えになったと私は理解している次第でございます。これと私の政治団体の話とは、時間が違う話でございますが、過去の話とこれからの話をごっちゃにしてご質問いただいたようでございますが、私は政党に属しておりませんので、二〇〇〇年一月以降、平成十二年一月以降は、規正法に従いまして、いわゆる企業献金はいただかない、企業からの寄附は受けておらないところでございまして、今後も同様でございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。繰り返しになりますが、今後とも政治資金の取扱いについては、政治資金規正法に基づいて適正に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎副知事〔総務部長事務取扱〕（関博之）（登壇） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点目は、新年度予算についてのお尋ねであります。不要不急の大型公共事業を削り、県民の暮らし応援に予算の使い方を切りかえるべきであるとするが、どうかという点でございます。

まず、新年度の予算の編成に当たりましては、県税収入が大変低い水準と見込まれる厳しい歳入環境のもとで、新総合計画後期実施計画に示されました八項目の主要施策を基本とし、喫緊の課題であります経済・雇用対策をはじめ、少子・高齢化、健康増進、科学技術、環境、教育改革、観光振興など、本県が直面する諸政策課題に果敢に取り組むことと

して、新規施策の積極的な創出に努めたところであります。特に経済・雇用対策につきましては、中小企業に対する制度融資の充実、仮称であります、産業活性化プラザ、これへの中小企業支援の集約、強化、緊急雇用対策などの取り組みに精いっぱい配慮をいたしました。また、福祉、健康の分野につきましても、地域子育て支援推進強化事業や、中央こども家庭相談センター整備をはじめとする、こども・家庭対策の充実、障害者支援費制度の円滑な実施、地域支え合いカンパニー支援等の高齢者活動支援、各種社会福祉施設の整備、健康増進、青少年健全育成、県立医科大学附属病院の整備など、各施策の一層の推進を図ったところであります。同時に、すべての事務事業について費用対効果の検証などの見直しを行いました。経費全般にわたる節減合理化、施策事業の優先順位の厳しい選択と重点化に努めますとともに、人件費の抑制を行うなど、行財政改革及び財政健全化に着実に取り組むこととしたところであります。

さらに、県債の発行につきましてですが、国の地方財政対策を踏まえ、地方財源手当てとしての臨時財政対策債を十四年度に比べ倍増近くの四百億円発行するものの、こういう特例的な県債や借換債などを除きましていわゆる通常の県債は二割以上減らしております。こういうことで今後の公債費負担の軽減にも努めたところであります。

なお、公共事業等の社会資本整備につきましては、県民の皆さんのアンケート調査の結果でも特にご要望の強い道路・街路整備を重視しますなど、めり張りをつけて、県民生活に必要な生活基盤整備や、医療、福祉、教育等の施設の充実に取り組む行ったところであります。財源につきましても、極力国庫補助金を確保し、また、財源措置のある有利な起債を活用しますほか、必要に応じ、国直轄事業の積極的な確保にも努めているところであります。今後とも、昨年策定しました財政健全化指針を踏まえ、健全財政のための努力を重ねますとともに、わかりやすい県政の展開を基本に、本県の将来を見据え、萎縮することなく各般の政策課題に取り組むを努めてまいりたいと考えております。

次に第二点目として、市町村合併についてのお尋ねであります。

まず、仮称であります、奈良県市町村合併支援交付金に代表される合併促進支援措置だけでなく、合併を望まない市町村に対しても支援措置を講ずるべきであると考えているが、どうかという点からであります。

市町村の合併は、繰り返し申し上げておりますが、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、その推進に当たりましては、まず、それぞれの市町村や地域の方々が自主的、主体的に判断することが基本でありまして、国や県はその判断を尊重し、これを支援する役割を担うべきものと考えておりまして、これまでもそのように努めてきたところであります。平成十五年度予算案におきまして新たに、お尋ねにありましたように（仮称）奈良県市町村合併支援交付金を盛り込んだところでありますが、これは既に合併を検討あるいは議論しておられます市町村から一層の支援について具体的にご要望いただきましたので、それを踏まえまして検討したものでございます。一般に、合併後は新市町村内の区域で一体性を高めるための事業を行うなど、まちづくりを推進することが

必要となります。それに一時的に費用がかかりますことから、そうしたまちづくりのための事業がより一層スムーズに進むようにと支援策を設けたところであります。なお、ご質問の中で触れられました合併協議会への職員の派遣につきましても、それぞれの地域からの要請がありまして行っているものでございます。

また、各市町村における、今は合併でございますが、合併以外のいろいろな取り組み、お尋ねにあった点でございますが、この点につきましては、これまでも、例えば地域活性化事業総合補助金、市町村振興資金貸付金、あるいは、土木部であります、市町村道路整備事業補助金などの県単独の支援策の活用、あるいは過疎債等の有利な地方債の確保など、こういう財政支援を行いますほか、イベントの共同開催、職員の合同研修の実施など、それぞれの部局において、さまざまな手法によってその支援に努めているところであります。今後とも、各市町村の意向をお聞きしながら、実情に即した支援に努力したいというふうに考えております。

合併についてもう一点であります、法定協議会につきまして、実際は合併に是を前提とした協議の場になっているのではないかと、協議に際してマイナス面を含めた是非を判断できる資料の提示を行うことが必要と考えるが、どうかという点でございます。

市町村の合併に向けては、法令に基づく諸手続や、そのための準備が必要となりますが、合併をするかどうかは、まず関係市町村が協議会を設置して、そこで、合併後の新市町村の将来像や行政サービスの水準など、あらゆることについて協議していただくのが通常であります。その上で改めて各市町村の議会において議決をしてご判断をしていただくということになります。この趣旨から、法定の合併協議会では、合併に関するあらゆる協議を事前に行う場として、メリットから懸念されることまで幅広く論議、協議を進めていただくことが望ましいわけでありまして、また、その状況を住民の方々に公開、周知して、その意見をまた反映していくというプロセスも大切ではないかと考えております。なお、県のパンフレットには、合併のメリットと考えられることとあわせまして、「市町村合併によって困ることはないのでしょうか？」という項目を設けてあります。一般的な記載であります、合併によって懸念される事項についても取り上げておるところでありまして、これをいろいろな論議の際の参考にしていただきたいと思いますと考えているところであります。

いずれにいたしましても、合併協議会の設置によって合併が決定されるというわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、まずは各地域において大いに議論を重ねていただいて、その上で改めて各市町村の議会の議決により判断していただく仕組みとなっておりますので、県といたしましては、この仕組みを踏まえながら、今後とも、各地域の自主的、主体的な取り組みに対して実情に即した支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎福祉部長（橋本弘隆） （登壇） 九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対するご質問の一点目は、介護保険についてであります。

まず、低所得者の訪問介護の利用者負担のうち、法施行前からの利用者に対する負担率が平成十五年度から六%に引き上げられるが、従来どおり三%負担となるよう県が支援すべきではないかというお尋ねでございます。

介護保険の利用者負担につきましては、保険料を同じように負担しながら、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平を図るため、利用者の方には介護費用の一割を負担いただくこととなっております。ご質問の法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担軽減措置事業は、低所得世帯であって、平成十二年四月の法施行前からホームヘルプサービスを利用しておられた要支援・要介護者について、激変緩和の観点から、利用者負担を当面三年間は三%に軽減しているものであります。制度創設時の方針として、三年経過後に段階的に引き上げることとされておりまして、平成十五年度から六%に、平成十七年度からは通常どおりの一〇%にするということにとられた特別対策であります。県では、低所得者対策といたしまして、社会福祉法人による利用者負担の減免措置事業を活用いたしまして、法施行時の軽減措置対象者以外のホームヘルプサービス利用者について、原則五%軽減のところを三%まで軽減を行ってきております。この制度を活用いたしまして、法施行前からホームヘルプサービスを利用されている方であって、社会福祉法人の減免措置事業の対象となる方、住民税世帯非課税の方のうち特に生計困難な方がありますが、これらの方につきましては、平成十五年度においても三%まで軽減することができるよう予算措置を行ったところであります。

次に、国庫負担率二五%を三〇%に引上げを国に要望するとともに、県独自の努力を行うことが必要ではないかというお尋ねでございます。

介護保険は、社会保障制度として、その財源負担は、介護給付費の半分を保険料で賄い、残り半分を公費で負担する社会保険制度として構築されております。公費負担のうち、県、市町村は給付費の一・五%をそれぞれ負担いたしまして、国は、二〇%の定率負担のほか、低所得者の割合が高い保険者や、七十五歳以上の特に高齢な方の割合が高い保険者には多く交付する調整交付金として五%の負担をいたしております。この調整交付金五%分を別枠とし、国庫負担金の定率負担を二五%に引き上げることによって介護保険料の値上げを抑えるということではありますが、このことは、給付費を保険料と公費で半分ずつ負担するという考え方で構築された制度を大きく変えることになると考えます。介護保険制度は、制度施行後五年を目途に制度全般について見直しが実施されることとされており、保険料負担も含めて、財政負担の問題についてもこの中で論議されるものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの整備についてのお尋ねでございます。

特別養護老人ホームの整備につきましては、奈良県介護保険事業支援計画及び奈良県老人保健福祉計画に基づき整備を行ってきております。平成十四年度の整備数は四千三百七十一床となる予定でありまして、十四年度の整備目標であります四千六百七十七床を二百床以上上回る整備となっております。ご質問にありましたように、本県における特別養護老

人ホームの入所申込者の状況は、昨年二月現在で二千三百八十二人となっております、このうち老人保健施設や病院に入所、入院されている方が千二百二十四名と四七％を占めており、在宅で入所を希望されている方は一千三十六人、四三％となっております。こういった状況を踏まえまして、現在策定中の次期計画における特別養護老人ホームの整備目標数については、国から示されました参酌標準では高齢者人口の一・五％でしたが、一・八％、十九年度の整備目標五千三百六十六床まで伸ばした数字を現在の計画素案の整備数としてまとめているところであります。新年度から始まります第二期五カ年計画では、計画期間の前半に積極的に整備を行うこととしておりまして、平成十五年度においては、創設五施設、増床二施設、合計三百四十一床に対し助成する予算を計上させていただいているところであります。

なお、昨年八月には、施設の運営基準、これは厚生労働省令で定められておりますが、その改正が行われまして、入所を待っている申込者がいる場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努めなければならないとされました。県では、奈良県市町村介護保険制度推進協議会のもとに、施設、保険者、県の三者による指針検討委員会を設けまして、透明性、公平性の観点から、施設における優先入居が適切に行われるように、また一方で、契約制度という介護保険の原則を損なうことのないよう、奈良県指定介護老人福祉施設に係る入所指針の策定をいたしまして、四月から運用することとしたところであります。

私に対する二点目のご質問は、福祉医療制度の見直しについてで、乳幼児医療の就学前までの無料化を実施すべきでないか、また、障害者・母子医療の拡充、あるいは福祉医療制度の見直しの方向と実施時期についてのご質問でございます。

福祉医療制度は、医療費の自己負担相当額を助成する事業でありまして、市町村が実施主体であり、条例で対象年齢や所得などの要件を定め、実施し、県は市町村に対しまして一定の補助をしているものであります。本制度は制度創設から三十年を経過しておりまして、現在では、少子・高齢化の進展、また、先般の制度改正によりまして、老人保健の対象年齢が七十歳以上から七十五歳以上に引き上げられるなど、高齢者の位置づけの変化も生じておりまして、社会情勢も大きく変化をしております。また、国におきましても、安定的で持続可能な医療保険制度とするべく、引き続きさまざまな検討が行われているところであります。

このことから、平成十五年度において、老人医療費助成事業、乳幼児医療などの福祉医療制度につきまして、国における医療保険制度改革の検討の動向も注視しつつ、実施主体である市町村の代表者等とともに、既に設置をいたしております福祉医療検討委員会において見直しの検討を行うこととしております。これらの福祉医療費助成事業は安定的な運用が不可欠でありまして、将来にわたり持続可能な制度として実施、展開していく必要があると考えております。したがいまして、今後の高齢化の進行、あるいは少子化対策など、さまざまな観点を踏まえ、制度の長期的展望も視野に入れながら、その実施時期も含めて、

見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

三点目のご質問は、医療費の三割負担について凍結を国に働きかけるべきであると思うが、どうかというお尋ねでございます。

今回の医療制度改革は、国民皆保険制度をとっている我が国の医療保険制度を将来にわたり揺るぎないものとするための改革であり、そのためには関係者が等しく負担を分かち合うことが不可欠として健康保険法等が改正されたものでありまして、この改革を進めることにより、中長期的には国民全体にプラスになるというふうに言われております。平成十五年四月から実施予定の三割負担につきましては、国においてさまざまな議論、検討を経て、給付と負担の見直しの観点から三割と決定されたものと承知をいたしております。また、最近、新聞等で三割負担の据え置きを求める意見があることも承知をしておりますが、今回の制度改革には、外来薬剤一部負担の廃止や三歳未満の乳幼児の八割給付一患者二割負担でございますが、への改善及び低所得高齢者に対する負担軽減措置の拡充等、低所得者、高齢者にも配慮しつつ、極めて深刻な状況にある医療保険制度の安定の確保に向けて、また、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能な制度とすべく必要な改正が図られたものと受けとめております。なお、国におきましては引き続き、将来にわたって医療保険制度の安定的な運営を図るため、各般の課題について検討が行われておりますが、県といたしましては、医療制度は国の責任において持続可能な制度として構築するよう、全国知事会を通じ、国に対し要望を行っているところであります。

以上でございます。

◎商工労働部長（池田好紀）（登壇） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、中小企業高度化資金に対しまして再評価を依頼して、増担保措置を実行してはどうか、また、平成十三年度以降の返済状況等についての質問であります。

本件中小企業高度化資金につきましては、抜本的な公害解消と業界の構造改善を図るために貸し付けたもので、県及び中小企業総合事業団が、事業規模、償還計画のほか、公害防止対策についても十分検討した上で融資実行をしたものでございます。当初の公害対策は一定の成果があったものの、貸付け後の社会経済情勢の変化により厳しい経営内容に陥っていることから、中小企業総合事業団と協議を行い、条件変更を行ってまいりましたが、その後の償還計画による返済額につきましては、平成十三年度十一月に一億七千七百七十七万円、二月に三千九百七十万円の請求を行いました。償還されず、現在、督促を行ったところであります。平成十四年度の返済額につきましても請求しておりますが、経営状況は苦しい状態が続いており、いまだ未納の状況にあります。また、担保物件につきましては、貸付け時におきまして、貸付け対象物件であります建物、設備について抵当権を設定いたしておりますとともに、貸付け対象外であります。事業に係ります一体のものとして、土地についても抵当権を設定しているところであります。追加担保等の提供を求めることは、厳しい経営状況下にあり、現実には難しいと認識しております。今後とも、経

営状況の把握はもとより、実態に沿った経営指導を行い、債権回収に努めてまいる所存であります。

以上であります。

◆九番（今井光子） 今、いろいろお答えをいただきましたけれども、幾つかの点で再度お伺いをしたいと思います。

まず、乳幼児医療の関係ですけれども、乳幼児医療制度につきましては、昨年の予算ベースで見ますと四億三千三百万円が、本年度予算では二億七千六百万円と、一億五千六百万円も減っているという状況になっています。これは本当に、今この近畿圏でも就学前までやっていないというところは滋賀県と奈良県だけ、しかもこれほどの負担があるというのは本当に今奈良県だけという状況の中で、不況で大変だというちょっと事例を聞いたんですけれども、ぜんそくで子どもさんが入院したところで、入院費が七万円かかったと言われております。ご主人の収入からローンを抜いたら手取りで二十万円、そこから七万円の医療費を払わなきゃいけないという、そういう実態の中で、私はやはり、この乳幼児医療制度につきましては要望も非常に大きくなっております。今、共産党の方では、この乳幼児医療の拡大や介護保険、三十人学級などの「ニコニコ署名」というのに取り組んでおまして、一月半ばから約一カ月で一万人、今でもふえてきておりますけれども、この間、増井副知事に受け取っていただいたわけですけれども、本当にこの問題では早急に何らかの前進をしていただきたい。その点で再度お伺いしたいと思います。

それから、負担の公平というのをよく言われますけれども、例えば介護保険の二段階の方は、年金がゼロの人も、二百六十六万円の人も、同じ保険料を払わなくてはならないという、こういう仕組みなんです。この点を何とかしようということで各市町村が工夫をして頑張っている。そこにやはり県としても何らかの支援をするべきではないかというふうに思います。

それから、福祉医療の関係で、私は調べました。いつも医療の関係を言いますと、将来の持続可能とかいうことのご答弁をいただきますけれども、まず、公平ということと言いますと、医療費というのは病気の重い人ほど負担が高いということで、だれも好きで病気になる人はいないわけです。そこが負担が大きいというのが一つ大きな問題です。この福祉医療ですが、平成二年から、県の財政指標が平成二年からになっておりましたので、調べましたら、福祉医療制度は十億円減っています。県の借金は五百四十三億円ふえておまして、予算規模でも六百七十八億円ふえておりますので、私はこの医療費が県の財政赤字の圧迫の理由にはならないというふうに思っております。今本当に大事なことは、安心して奈良県で病気になっても住めるという、そういう安心感をつくることではないかというふうに思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

最後に、この間新聞に出ておりました投書で、なるほどなと思ったんですが、国がつくツケ、県民が払う社会というので、大塔村の七十歳の方が投書しておりました。「借金に

は返済という前提条件があることは言うまでもない。債務が税収を上回るという県の新年度予算についての見出しは、あまり明るいものではない。県債は県民の借金である。政治家はかわるが、県民はかわることはできず、そのツケは県民が払っていかなければならない。大和平野の人口増に対する水源涵養や、それに伴う森林撫育などは押しやられ、公共事業という名目の土木費や公債費の増大に恐怖感さえ持つ。今私たちの村内でも、国道一六八号線に沿う形で高速道路の工事が始まりつつある。町村合併が成り、高速道路完成後に、地元に残るだろうか。たとえ寒村といえども県民に変わりはなく、借金だけ平等に背負わされて、奈良県民の誇りを持ってというのは、あまりにもひどい、こういうような県民の意見があることをよく承知をしておいていただきたいというふうに思います。

◎福祉部長（橋本弘隆） （登壇） 再質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしました。乳幼児医療制度につきましては、議員お述べのように、予算的には確かに減っておりますが、また乳幼児医療の対象年齢の拡大についても、従来からいろいろご提案をいただいていることは十分承知をいたしているところでございます。しかし、福祉医療の助成事業は、先ほどもご答弁をいたしました。安定的な運営が不可欠であります。将来にわたり持続可能な制度として実施運営していくためには、乳幼児医療費助成事業だけではなく、老人医療や母子医療など他の制度もあわせて総合的に考える必要があるのではないかと考えております。そういう意味では、今後の高齢化の進行、あるいは少子化対策など、さまざまな観点を踏まえて、制度の長期的な展望も視野に入れて検討していかなければならないと考えております。そういうことを基本に、先ほど申し上げました福祉医療検討委員会において見直しの検討を行うことといたしているところでございます。

以上でございます。

◆九番（今井光子） やはり切実な要望があるのをしっかりと受けとめていただきたいということを強く訴えまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。